

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第139号）  
（保健福祉局子育て支援部保育課）

京都市御池保育所については、本市が設置し、指定管理者に管理を行わせてきたものであり、また、京都市九条保育所及び京都市吉祥院保育所については、本市が設置し、及び運営してきたものですが、今後は、これらの施設の設置及び運営の事業を民間事業者に移管し、効率的かつ効果的な保育を実施することが望ましいと考えられることから、本市の施設としてのこれらの保育所を廃止することとしました。

この条例は、京都市御池保育所については平成26年4月1日から、京都市九条保育所及び京都市吉祥院保育所については平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第/39号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市御池保育所の項，京都市九条保育所の項及び京都市吉祥院保育所の項を削る。

附 則

この条例中別表京都市御池保育所の項を削る改正規定は平成26年4月1日から，同表京都市九条保育所の項及び京都市吉祥院保育所の項を削る改正規定は平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)